

# 次期森林保険業務システムの構築に係る工程管理等業務

## 調達仕様書

---

国立研究開発法人 森林研究・整備機構

森林保険センター

1. 調達案件の概要 .....	1
1.1. 調達件名 .....	1
1.2. 調達の背景 .....	1
1.3. 調達目的および期待する効果 .....	1
1.4. 業務・情報システムの概要 .....	2
1.5. 契約期間 .....	2
1.6. 作業スケジュール .....	3
2. 調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等 .....	3
2.1. 調達範囲 .....	3
2.2. 調達案件の一覧 .....	3
2.3. 調達案件間の入札制限 .....	4
3. 作業の実施内容に関する事項 .....	4
3.1. 全体工程管理 .....	4
3.2. 進捗管理 .....	4
3.3. 品質管理 .....	4
3.4. リスク・課題管理 .....	5
3.5. 各関係者間の調整 .....	5
3.6. 業務検証(受入テスト)支援 .....	5
3.7. 業務移行支援 .....	6
3.8. その他 .....	6
3.9. 成果物の作成 .....	6
3.10. その他 .....	8
4. 作業の実施体制・方法に関する事項 .....	8
4.1. 作業実施体制と役割 .....	8
4.2. 作業要員に求める資格等の要件 .....	9
4.3. 作業場所 .....	9
5. 作業の実施に当たっての遵守事項 .....	10
5.1. 機密保持、資料の取扱い .....	10
5.2. 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準 .....	10
5.3. 個人情報等の取扱い .....	11
5.4. 法令等の遵守 .....	11
5.5. 標準ガイドライン等 .....	12
5.6. 情報システム監査 .....	12
5.7. 情報セキュリティの管理体制について .....	12
6. 成果物に関する事項 .....	13
6.1. 知的財産権の帰属 .....	13
6.2. 契約不適合責任 .....	13

6.3. 検収.....	14
7. 入札参加に関する事項.....	14
7.1. 公的な資格や認証等の取得.....	14
7.2. 受注実績 .....	15
7.3. 複数事業者による共同入札.....	15
7.4. 入札制限 .....	15
8. 再委託に関する事項.....	15
8.1. 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件.....	15
8.2. 承認手続 .....	16
8.3. 再委託先の契約違反等.....	16
9. その他特記事項 .....	16
9.1. 前提条件等 .....	16
9.2. 入札公告期間中の資料閲覧等 .....	16
9.3. 前提条件及び制約条件 .....	17
10. 附属文書.....	18

# 1. 調達案件の概要

## 1.1. 調達件名

---

次期森林保険業務システムの構築に係る工程管理等業務(以下「本調達」という。)

## 1.2. 調達の背景

---

国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林保険センター(以下「森林保険センター」という。)が実施する森林保険業務は、森林に火災、気象災及び噴火災が発生したときに経済的損失を補てんすることで、林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定化を図ることを目的としている。森林保険業務における中核的な業務システムである、森林保険業務システムにおいて「紙書類を主体とした業務運用」から脱却し、「業務のデジタル化」を実現することを目的とした新しい業務運用に即した業務システム(以下「業務管理システム」という。)及び、加入希望者自身の操作による加入手続きや、契約者自身の情報について変更等の手続きについて、Web 上で可能にするシステム(以下「契約者利用システム」という。)を構築する。

上記業務管理システム及び契約者利用システム(以下「次期森林保険業務システム」という。)の設計・構築に当たり、発注者である森林保険センター側の立場で、関係業者の作業を専門的・技術的な観点から管理・評価し、新システム稼動後の森林保険センター内外の業務効率化を見据えて、設計・構築期間中に専門業者による助言・支援が必要となることから、設計・構築に係る工程管理業務を委託することとする。

## 1.3. 調達目的および期待する効果

---

本調達は、森林保険センターが実施する森林保険業務において、業務のデジタル化をパブリッククラウド上で実現する高品質な新システムの設計・構築を円滑に進めることを目的とする。

発注者である森林保険センターの立場から、関係業者の作業を専門的・技術的な観点で管理・評価するとともに、設計・構築期間中に適切な助言・支援を行うことで、システムの品質と効率的な工程進行を確保する。

## 1.4. 業務・情報システムの概要

次期森林保険業務システム概要は以下のとおり。

図 1 保険業務の概要

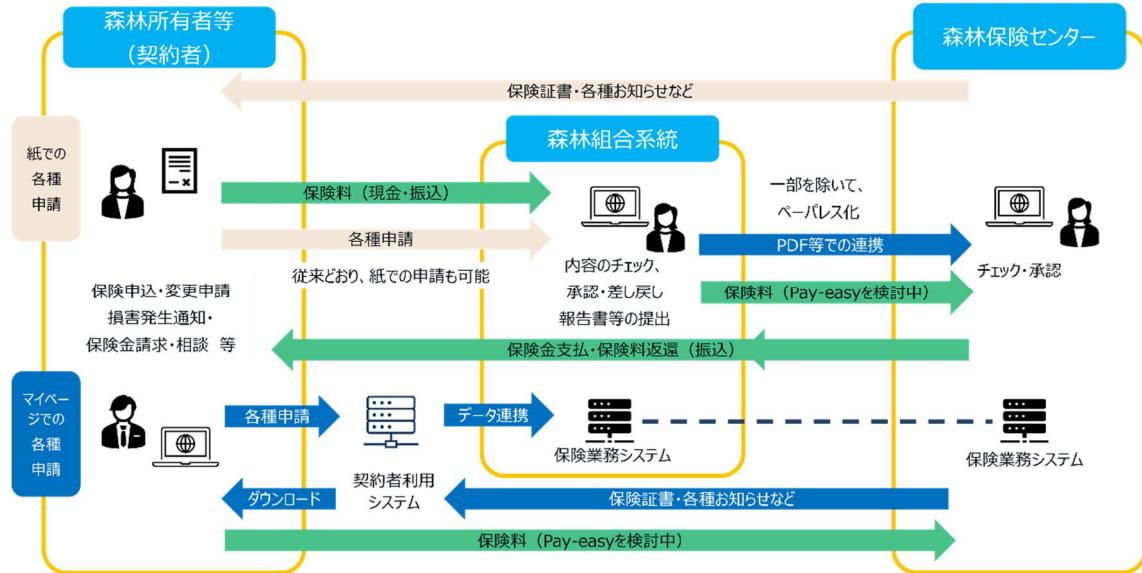
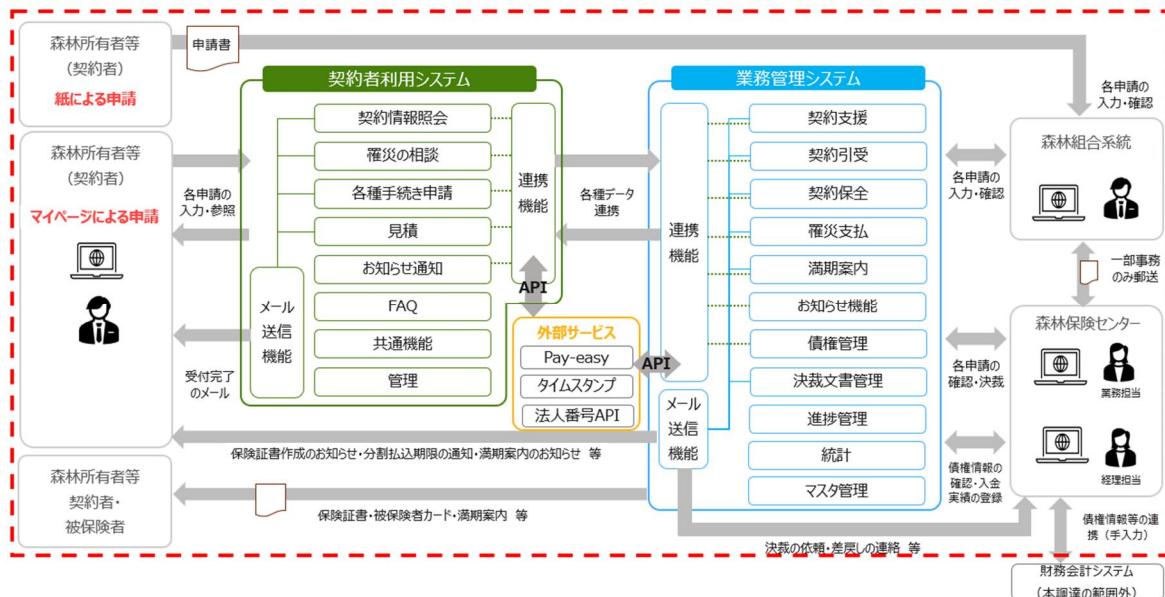


図 2 次期森林保険業務システムの概要図



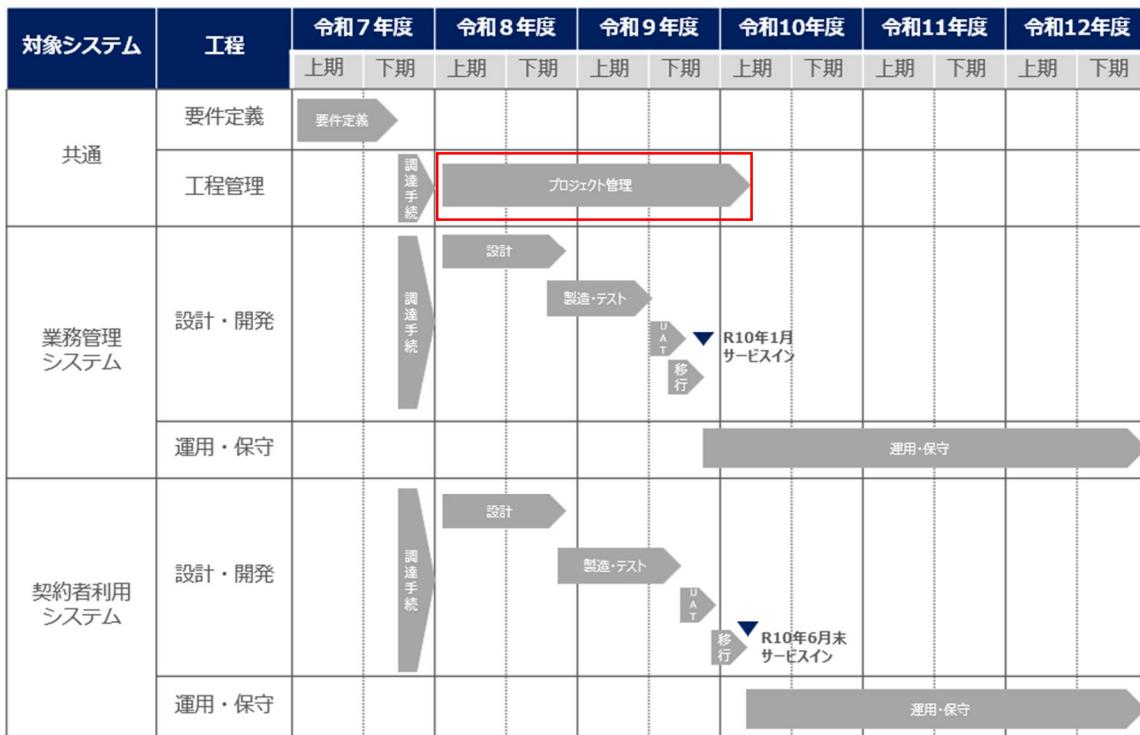
## 1.5. 契約期間

契約締結日から令和 10 年 6 月 30 日まで。

## 1.6. 作業スケジュール

現時点で想定する作業スケジュールを図3に示す。

図 3 作業スケジュール



## 2. 調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等

### 2.1. 調達範囲

本調達では、次期森林保険業務システムの構築業務(以下「構築業務」という。)に係る工程管理等業務及び付帯する業務を行うものとする。

### 2.2. 調達案件の一覧

調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期等は下表のとおりである。

表 1 関連する調達案件の一覧

項目番号	調達案件名	調達の方式	実施時期
1	次期森林保険業務システムの構築に係る工程管理等業務(本調達)	総合評価落札方式	契約期間: 契約締結日～令和10年6月30日
2	次期森林保険業務システムの構築業務	総合評価落札方式	契約期間: 契約締結日～令和13年3月31日

## 2.3. 調達案件間の入札制限

次期森林保険業務システムの構築業務の受託者については、相互に入札制限の対象とする。詳細については「7.4 入札制限」も参照すること。

# 3. 作業の実施内容に関する事項

## 3.1. 全体工程管理

構築業務の工程管理を統括的に実施するため、会議運営や計画確認、進捗・課題管理を通じて、以下のとおり適切かつ円滑な推進を図ること。

- (1) 構築業務の全体的な工程管理を行うこと。構築業務の受託者から受ける各種進捗報告について定量的・定性的な側面から分析し、適切な助言を行うとともに、構築業務の受注者と共同で工程管理会議を隔週1回以上開催し、進捗状況について森林保険センターへ報告すること。なお、工程管理会議には、森林保険森林保険センター、本業務の受託者、構築業務の受託者の3者が出席するものとする。
- (2) プロジェクト計画書の作成支援を行うこと。また同計画書に基づいて、プロジェクトの進捗管理、課題管理等を行うこと。問題等が発生した場合には、構築業務の受託者に詳細を確認し、森林保険センターに報告すること。

## 3.2. 進捗管理

構築業務の受託者が策定するスケジュールの検証・調整を行うとともに、マスタスケジュールの作成や進捗状況のモニタリングを通じて、以下のとおり遅延リスクの早期把握と適切な対応を支援すること。

- (1) 構築業務の受託者が策定したスケジュールを確認し、必要な作業がすべてスケジュールに盛り込まれていることを検証すること。また、必要な作業が含まれていない場合には、森林保険センターの承認を得た上で、当該受託者へ指示を行うこと。
- (2) 上記(1)のスケジュールに対して、作業内容の妥当性及び実現性を森林保険センターに報告すること。妥当性及び実現性に関して疑義等がある場合には、森林保険センターの承認を得た上で、当該受託者へ指示を行うこと。
- (3) 上記(1)のスケジュールを管理するマスタスケジュールを作成し、森林保険センターに報告すること。
- (4) マスタスケジュールにおける各作業の進捗状況をモニタリングすること。
- (5) 構築業務受託者の業務進捗状況の把握を行い、遅延が生じた場合、構築業務の受託者と原因の究明を行い、対応策等を森林保険センターと協議の上、当該事業者へ指示を行うこと。

## 3.3. 品質管理

受託者は、品質管理計画書を作成し、以下の作業を実施すること。

- (1) 構築業務の受託者が作成する成果物に対して品質を審査し、審査結果と審査結果に至る根拠について品質審査報告書を作成し、森林保険センターの要望に応じて報告すること。

審査タイミングとしては設計終了時、システムテスト前、および本番稼働前を想定している。品質に不備がある場合には、森林保険センターの承認を得た上で、当該事業者へ指示を行うこと。

- (2) 構築業務の受託者が成果物を作成するプロセスに対して審査すること。
- (3) 構築業務の受託者からの納入成果物について、必要な要件が組み込まれているか、もしくは齟齬が生じていないかを検証すること。要件のものれ、齟齬があれば森林保険センターと協議の上、当該事業者へ指示を行うこと。
- (4) 構築業務の受託者が作成する各種ドキュメントについて、レビュー実施の支援を行うこと。
- (5) 構築業務の受託者の各種ドキュメントの品質が確保されていない場合や品質管理方法に問題がある場合には、事業者が具体的な対応策を講じられるよう、事業者による原因の究明及び対応策の検討を支援し、問題解決へ向けた助言を行うこと。また、実施内容について、森林保険センターに報告すること。承認を得た上で、当該事業者へ指示を行うこと。

### 3.4. リスク・課題管理

---

受託者および構築業務の受託者が作成するリスク・課題管理表に対して、以下の作業を実施すること。

- (1) 受託者においてプロジェクト全体に対するリスク及び課題を洗い出し、顕在化したリスクや発生した課題の対応責任者・対応期限等を明確に管理すること。
- (2) 構築業務の受託者が作成するリスク及び課題管理表に記載されたリスクへの対応方法、課題の解決方法について評価し、内容に問題がある場合は、森林保険センターに報告すること。承認を得た上で、当該事業者へ指示を行うこと。
- (3) リスク回避や課題解決のために、対応策を検討し、森林保険センターに提案すること。

### 3.5. 各関係者間の調整

---

システムの円滑な構築・稼動にあたっては、関係するシステムやサービス提供者の特性を踏まえて外部システムとの連携・調整が不可欠であるため、森林保険センターと協議の上、必要な調整支援を行うこと。

- (1) 次期森林保険業務システムに携わるシステム・事業者の特性を踏まえ、関係者間に生じる課題、各種調整事項について、森林保険センターと協議の上整理するとともに、調整に係る支援を行うこと。
- (2) 次期森林保険業務システムと連携する他システムとの連携等の仕様やテストに係る調整を支援すること。支援を実施した場合には森林保険センターに報告すること。

### 3.6. 業務検証(受入テスト)支援

---

次期森林保険業務システムの品質を確保し、円滑に稼働させるためには、受入テストの計画策定から実施までを着実に行なうことが重要である。このため、受入テストについては計画・シナリオ策定段階から実施段階に至るまで、森林保険センターに対して以下の必要な支援・助言を行うこと。

- (1) 構築業務の受託者が作成する受入テスト計画の内容を確認したうえで、適切な指導、助言を行うこと。
- (2) 構築業務の受託者が作成する受入テストのシナリオ立案について支援し、またテスト実施に向けた各種調整を支援すること。
- (3) 森林保険センターが実施する受入テストについて、必要な支援・助言を行うこと。

### 3.7. 業務移行支援

---

次期森林保険業務システムの安定稼働を確保するためには、データ移行やシステム移行を計画的かつ確実に実施することが不可欠である。このため、構築業務の受託者が策定する移行計画の妥当性を検証するとともに、リハーサルや実施段階で発生する課題に対して適切な助言・指導を行い、円滑な移行を支援すること。

- (1) 構築業務の受託者が実施するデータ移行やシステム移行について、提示された移行計画書の検証を行い、必要に応じて適切な指導、助言を行うこと。
- (2) 移行リハーサルにおいて発生した問題に対する解決策について検証を行い、問題がある場合は適切な指導、助言を行うとともに、構築業務の受託者が策定する移行計画書に反映されていることを確認すること。

### 3.8. その他

---

3.1 から 3.7 以外で、次期森林保険業務システムを安定的・効率的に稼動させるために、必要な提案・支援を行うこと。

### 3.9. 成果物の作成

---

#### (1) 成果物一覧

本調達の成果物について提出期限は順守し提出すること。また、当該成果物は全て日本語で作成すること。

表 2 成果物一覧

項目番	成果物名	納品期限(想定)
1	業務実施計画書	契約締結後2週間以内
2	工程管理計画書	契約締結後2週間以内
3	マスタスケジュール	契約締結後2週間以内
4	変更管理表	令和10年6月30日
5	リスク・課題管理表	令和10年6月30日
6	品質審査報告書	令和10年6月30日

7	最終報告書	令和10年6月30日
8	議事録	会議終了後1週間以内

## (2) 成果物の納品方法

成果物の納品方法は以下のとおり。

- ア 成果物は、原則として全て日本語で作成すること。ただし、日本国においても英字で表記されることが一般的な文言や、ソースコード等の英字で作成することが一般的な成果物については、そのまま記載しても構わないものとする。
- イ 用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の考え方(令和4年1月11日内閣官房長官通知)」を参考にすること。
- ウ 情報処理に関する用語の表記については、日本産業規格(JIS)の規定を参考にすること。
- エ 成果物は電子データでの納品とすること。森林保険センターから特別に示す場合を除き、原則紙媒体は正1部・副1部、電磁的記録媒体は2部を納品すること。
- オ 紙媒体による納品について、用紙のサイズは、原則として日本産業規格A列4番とするが、必要に応じて日本産業規格A列3番を使用すること。
- カ 納品後、担当部署において改変が可能となるよう、Microsoft Office 形式や図表等の元データも併せて納品すること。なお、業務効率化のために、ツールから出力される結果を成果物にしている場合は、担当部署と協議の上でそれを納品することも可能である。
- キ 成果物の作成に当たって、特別なツールを利用する場合は、担当部署の承認を得ること。
- ク 成果物が外部に不正に利用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。
- ケ 電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。なお、対策ソフトウェアに関する情報(対策ソフトウェア名称、定義パターンバージョン、確認年月日)を記載したラベルを貼り付けること。

## (3) 成果物の納品場所

原則として、成果物は次の場所において引渡しを行うこと。ただし、担当部署が納品場所を別途指示する場合はこの限りではない。

〒212-0013

神奈川県川崎市幸区堀川町 66 番2 興和川崎西口ビル9階

森林保険センター保険業務部保険推進課

### 3.10. その他

本事業で作成した資料等について、納品前であっても発注者の求めに応じ、発注者の業務に必要な範囲で利用可能とすること。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。

## 4. 作業の実施体制・方法に関する事項

### 4.1. 作業実施体制と役割

本業務における組織等の体制と役割は下図を想定しているが、受注者の人員構成については現時点の想定であり、受注者決定後に担当部署と協議の上、見直しを行うこととする。受注者の情報セキュリティ対策の管理体制については、作業実施体制とは別に作成すること。

図 4 本業務における推進体制

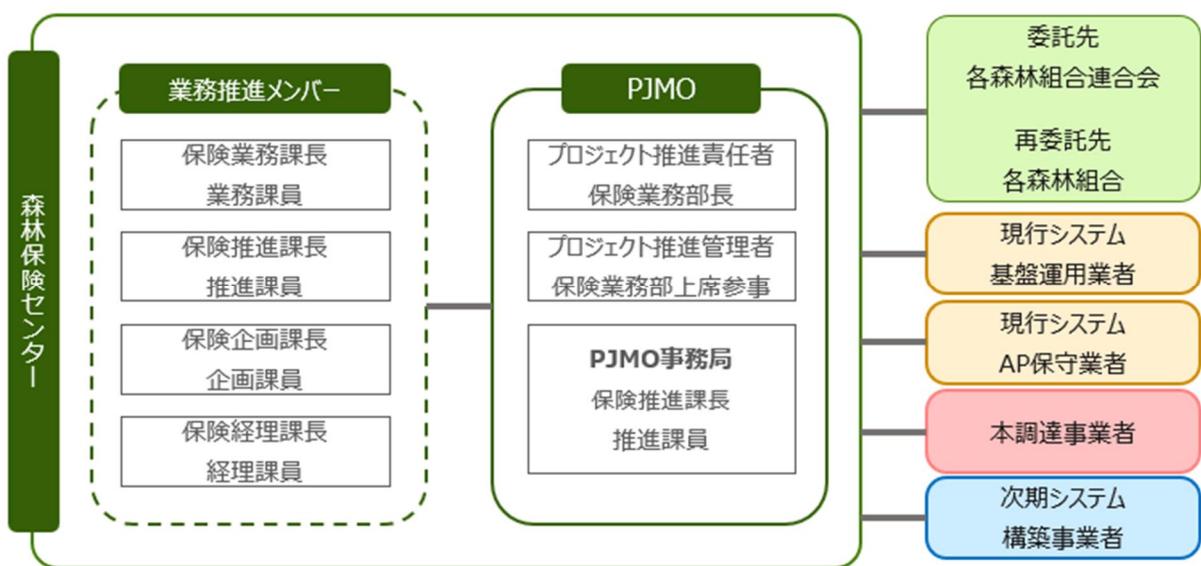


表 3 本業務における組織等の体制と役割

項目番号	組織又は要員	役割
1	PJMO 事務局	<ul style="list-style-type: none"><li>本プロジェクトの調達及び契約締結後の調整を主体となって実施する。</li><li>プロジェクト管理状況の確認、承認及び成果物の承認を行う。</li><li>プロジェクトの全体進捗管理を行う。</li><li>業務機能の仕様を検討、確認する。</li></ul>
2	本調達事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>本業務を実施する。</li></ul>
3	業務推進メンバー	<ul style="list-style-type: none"><li>森林保険業務システムの各業務担当として業務要件の整理などをを行うとともに、本調達事業者へ業務に関する情報提供を行う。</li></ul>
4	現行システム 各事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>担当部署を通じて、現行システムの情報提供に係る支援を行う。</li></ul>

表 4 本業務受注者における作業実施体制の役割

項目番	組織又は要員	役割
1	業務遂行責任者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本業務全体を統括し、必要な意思決定を行う。また、各関連する組織・部門とのコミュニケーション窓口を担う。</li><li>・ 原則として、全ての進捗会議に出席する。</li></ul>
2	品質管理責任者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本業務全体において所定の品質を確保するため、監視・管理を担う。</li></ul>

#### 4.2. 作業要員に求める資格等の要件

受託者における業務遂行責任者には、次期森林保険業務システム等と同等規模のシステム及びクラウドサービスを活用したシステムの工程管理の経験を有し、次のいずれかに該当すること。

- ア 情報処理の促進に関する法律(昭和 45 年5月 22 日法律第 90 号)に基づき実施される情報処理技術者試験のうちプロジェクトマネージャ試験の合格者
- イ プロジェクトマネジメント協会(PMI)が認定するプロジェクトマネジメントプロフェッショナル(PMP)の資格保有者又は技術士(情報工学部門又は総合技術監理部門(情報工学を選択科目とする者))の資格を有すること
- ウ 上記のいずれかの試験合格者・資格保有者等と同等の能力を有することが、経歴等において、明らかな者

なお、統括責任者とは別に実施担当者として、実行メンバーを確保し、そのうち 1 名以上は、過去3年以内に国の機関又は独立行政法人において情報システムの要件定義、調達支援、工程管理に係る業務の経験を有すること。

#### 4.3. 作業場所

##### (1) 業務の実施場所

本業務の作業場所及び作業に当たり必要となる設備、備品及び消耗品等については、受注者の責任において用意すること。また、必要に応じて担当部署が現地確認を実施することができるものとする。

##### (2) 使用する言語

本業務に使用する言語(会話によるコミュニケーションを含む。)は日本語、数字は算用数字、単位は原則としてメートル法とすること。

##### (3) 会議の体制

担当部署が参加する会議は原則として森林保険センター内で開催することとし、事前に日程等を担当部署と協議すること。なお、効率的な業務実施のために、事前に担当部署の承認を得た上でウェブ会議を実施することを可能とする。

#### (4) 貸与の条件

本業務の遂行に必要な貸与物品がある場合は、事前に担当部署と協議の上、貸与申請を行うこと。貸与された物品は、厳重な管理を行い、貸与期間終了後は速やかに返却すること。また、貸与期間終了前であっても、必要がなくなった場合には速やかに返却すること。

## 5. 作業の実施に当たっての遵守事項

### 5.1. 機密保持、資料の取扱い

担当部署から国立研究開発法人森林研究・整備機構 情報セキュリティポリシー（平成 27 年9月 1 日 27 森林総研第 748 号。以下「ポリシー」という。）、「国立研究 開発法人森林研究・整備機構における個人情報の適正な取扱いのための措置に関する 規程(平成 17 年3月 25 日 16 森林総研第 1565 号)等の説明を受けるとともに、本業務に係る情報セキュリティ要件を遵守すること。なお、「ポリシー」は、政府機関等 のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(以下「統一基準群」という。)に準拠することとされていることから、受注者は、統一基準群の改定を踏まえて「ポリシー」が改正された場合には、本業務に関する影響分析を行うこと。

本業務に係る情報セキュリティ要件は次のとおりである。

- (1) 委託した業務以外の目的で利用しないこと。
- (2) 業務上知り得た情報について第三者への開示や漏えいをしないこと。
- (3) 作業場所から持出しを禁止すること。
- (4) 情報セキュリティインシデントが発生する等、万一の事故があった場合に直ちに主管課に報告すること。また、受託者の責に起因する事故であった場合は、損害に対する賠償等の責任を負うこと。
- (5) 業務の履行中に受け取った情報の管理を実施し、業務終了後は返却又は抹消等を行い、復元不可能な状態にすること。
- (6) 情報セキュリティ責任者は、情報取扱者を限定し情報セキュリティの管理体制を整備すること。
- (7) 適切な措置が講じられていることを確認するため、履行状況の定期的な報告を行うこと。また、必要に応じて主管課による実地調査が実施できること。履行状況が不十分である場合は、担当部署と協議の上、改善策を実施すること。
- (8) 上記以外に、別紙「情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様」に基づき、作業を行うこと。

### 5.2. 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」(令和 5 年 7 月 4 日サイバーセキュリティ戦略本部決定)に準拠して必要なセキュリティ対策を講じること(以下記載は、基準的な事項)。

- (1) 不正アクセスの防止や万が一侵入された場合のログ等の証跡を蓄積するとともに、検知・通知を行えるようにすること。
- (2) セキュリティパッチ等の適用を適宜正確かつ迅速に行うこと。
- (3) 脆弱性が生じないよう留意して設計・開発し、稼働前及び定期的な検査を通じた確認によ

り修正を適用できるようにすること。

- (4) 不正行為の検知、発生原因の特定に用いるために、システムの利用記録、例外的事象の発生に関するログを蓄積し、不正の検知、原因特定に有効な管理機能(ログの検索機能、ログの蓄積不能時の対処機能等)を備えること。
- (5) ログの改ざんや削除を防止するため、ログに対するアクセス制御機能を備えるとともに、ログのアーカイブデータの保護(消失及び破壊や改ざん等の脅威の軽減)のための措置を含む設計とすること。
- (6) 想定されるサプライチェーン・リスクを分析・評価し、それに対する軽減策を講じるにあたり、「外部委託等における情報セキュリティ上のサプライチェーン・リスク対応のための仕様書策定手引書」(平成28年10月25日内閣サイバーセキュリティセンター)を参照すること。

### 5.3. 個人情報等の取扱い

個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものとなるもの を含む。)をいう。以下同じ。)の取扱いに係る事項について担当部署と協議の上決定し、書面にて提出すること。なお、以下の事項を記載すること。

- (1) 個人情報取扱責任者が情報管理責任者と異なる場合には、個人情報取扱責任者等の管理体制
- (2) 個人情報等の管理状況の検査に関する事項(検査時期、検査項目、検査結果において問題があった場合の対応等)
- (3) 本業務の作業を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務など個人情報の適正な取扱いに関する事項を明記し、作業実施前に教育を実施し、認識を徹底させること。なお、受注者はその旨を証明する書類を提出し、担当部署の了承を得たうえで実施すること。
- (4) 個人情報を複製する際には、事前に担当部署の許可を得ること。なお、複製の実施は必要最小限とし、複製が不要となり次第、その内容が絶対に復元できないように破棄・消去を実施すること。なお、受注者は廃棄作業が適切に行われた事を確認し、その保証をすること。
- (5) 受注者は、本業務を履行する上で個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大を防止等のため必要な措置を講ずるとともに、担当部署に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告すること。
- (6) 受注者は、森林保険センターからの指示に基づき、個人情報の取扱いに関する原則として年1回以上の実地検査を受け入れること。なお、やむを得ない理由により実地検査の受け入れが困難である場合は、書面検査を受け入れること。また、個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合は、受注者(必要に応じ森林保険センター)は、原則として年1回以上の再委託先への実地検査を行うこととし、やむを得ない理由により実地検査の実施が困難である場合は、書面検査を行うこと。
- (7) 個人情報の取扱いにおいて適正な取扱いが行われなかった場合は、本業務の契約解除の措置を受けるものとする。

### 5.4. 法令等の遵守

本業務の遂行に当たっては、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成 11 年 8 月 13 日法律第 128 号)、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号)等、日本国内で適用される法令等を遵守し履行すること。

## 5.5. 標準ガイドライン等

本業務の遂行に当たっては、「標準ガイドライン」に基づき、作業を行うこと。具体的な作業内容及び手順等については、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書(デジタル庁)」(以下、「解説書」という。)を参考とすること。なお、「標準ガイドライン」及び「解説書」が改定された場合は、最新のものを参照し、その内容に従うこと。

## 5.6. 情報システム監査

- (1) 本調達において整備・管理を行う情報システムに伴うリスクとその対応状況を客観的に評価するために、主管課が情報システム監査の実施を必要と判断した場合は、主管課が定めた実施内容(監査内容、対象範囲、実施者等)に基づく情報システム監査を受託者は受け入れること。(契約後の委託事業開始前より実施される主管課が別途選定した事業者による監査を含む。)
- (2) 情報システム監査で問題点の指摘又は改善案の提示を受けた場合には、対応案を主管課と協議し、指示された期間までに是正を図ること。

## 5.7. 情報セキュリティの管理体制について

- (1) 情報システムの設計・開発、運用・保守工程において、主管課の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。
- (2) 主管課の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類(例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図)を主管課との協議の上、必要と判断された場合は提出すること。また、第三者機関による品質保証体制を証明する書類等が提出可能な場合は、提出すること。
- (3) 情報システムに主管課の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、主管課と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。(例えば、運用・保守業務におけるシステムの操作ログや作業履歴等を記録し、発注元から要求された場合には提出させるようにする等)また、当該手順及び体制が妥当であることを証明するための書類を主管課との協議の上、必要と判断された場合は提出すること。
- (4) 情報システムの開発・構築等の各工程において、情報セキュリティに係るサプライチェーン・リスクを低減する対策が行われていること。
- (5) セキュリティ関連のテストの実施結果が確認できること。脆弱性検査については、「デジタル庁 政府情報システムにおける脆弱性診断ガイドライン」の実施基準を満たすように、脆弱性診断の実施、検出された脆弱性への対応を行うこと。  
また、脆弱性検査の終了時には実施内容及び結果を脆弱性検査結果報告書に取りまとめること。
- (6) 情報システムの開発環境、本番環境、検証環境を分離し、各環境で取扱う情報の機密性等に応じてアクセス制御等必要なセキュリティ対策を実施すること

## 6. 成果物に関する事項

### 6.1. 知的財産権の帰属

本業務における成果物の原著作権及び二次的著作物の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。)は、受注者が本調達の実施の従前から権利を保有している等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て森林保険センターに帰属するものとする。

森林保険センターは、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。また、受注者は、成果物について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾すること(以下「複製等」という。)ができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときや、複製等により森林保険センターがその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を契約締結時までに通知したときは、この限りでないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。

納品される成果物に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物等」という。)が含まれる場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受注者は、当該既存著作物の内容について事前に森林保険センターの承認を得ることとし、森林保険センターは、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。なお、本仕様に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争の原因が専ら森林保険センターの責めに帰す場合を除き、受注者の責任及び負担において一切を処理すること。この場合、森林保険センターは係る紛争等の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

本調達に係るプログラムに関する権利(著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。)及び成果物の所有権は、森林保険センターから受注者に対価が完済されたとき受注者から森林保険センターに移転するものとする。

受注者は森林保険センターに対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。受注者は使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。

### 6.2. 契約不適合責任

- (1) 森林保険センターは検収完了後、成果物についてシステム仕様書との不一致(バグも含む。以下「契約不適合」という。)が発見された場合、受注者に対して当該契約不適合の修正等の履行の追完(以下「追完」という。)を請求することができ、受注者は、当該追完を行うものとすること。ただし、森林保険センターが追完の方法についても請求した場合であって、森林保険センターに不相当な負担を課するものでないときは、受注者は森林保険センターが請求した方法と異なる方法による追完を行うことができること。
- (2) 前記(1)にかかわらず、当該契約不適合によっても個別契約の目的を達することができる場合であって、追完に過分の費用を要する場合、受注者は前記(1)に規定された追完に係る義務を負わないものとすること。
- (3) 森林保険センターは、当該契約不適合(受注者の責めに帰すべき事由により生じたものに限る。)により損害を被った場合、受注者に対して損害賠償を請求することができること。
- (4) 当該契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場

合又は追完の見込みがない場合で、当該契約不適合により個別契約の目的を達することができないときは、森林保険センターは本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができること。

- (5) 受注者が本項に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、検収完了後1年以内に森林保険センターから当該契約不適合を通知された場合に限るものとすること。ただし、検収完了時において受注者が当該契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかつたとき、又は当該契約不適合が受注者の故意若しくは重過失に起因するときにはこの限りでない。

### 6.3. 検収

本業務の受注者は、成果物等について、納品期日までに担当部署に内容の説明を実施して検収を受けること。検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について担当部署に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。

## 7. 入札参加に関する事項

### 7.1. 公的な資格や認証等の取得

#### (1) 競争参加資格

応札者は以下の条件を全てみたすこと。

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 公告日において令和7・8・9年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」、「B」の等級に格付けされ、競争参加資格を有する者であること。
- エ 応札資料の提出期限の日から、開札の時までの間においてから物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

#### (2) 公的な資格や認証等の取得

応札者は、品質マネジメントシステムに係る以下のア、イのいずれかの条件を満たすこと。

- ア 品質マネジメントシステムの規格である「JIS Q 9001」又は「ISO9001」(登録活動範囲が情報処理に関するものであること。)の認定を、業務を遂行する組織が有しており、認証が有効であること。
- イ 上記と同等の品質管理手順及び体制が明確化された品質マネジメントシステムを有している事業者であること(管理体制、品質マネジメントシステム運営規程、品質管理手順規定等を提示すること。)。応札者は、情報セキュリティに係る以下のいずれかの条件を

満たすこと。

応札者は、情報セキュリティに係る以下のウからオのいずれかの条件を満たすこと。

- ウ 情報セキュリティ実施基準である「JIS Q 27001」、「ISO/IEC27001」又は「ISMS」の認証を有しており、認証が有効であること。
- エ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けているか、又は同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること。
- オ 個人情報を扱うシステムのセキュリティ体制が適切であることを第三者機関に認定された事業者であること。

## 7.2. 受注実績

過去5年以内に組織として、民間企業、国の機関又は独立行政法人における類似案件の工程管理等支援業務を請け負った実績を複数有すること。

## 7.3. 複数事業者による共同入札

- (1) 複数の事業者が共同入札する場合、その中から全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同入札の代表者を定めること。また、本代表者が本調達に対する入札を行うこと。
- (2) 共同入札を構成する事業者間においては、その結成、運営等について協定を締結し、業務の遂行に当たっては、代表者を中心に、各事業者が協力して行うこと。事業者間の調整事項、トラブル等の発生に際しては、その当事者となる当該事業者間で解決すること。また、解散後の契約不適合責任に関しても協定の内容に含めること。
- (3) 共同入札を構成する全ての事業者は、本入札への単独提案又は他の共同入札の参加を行っていないこと。
- (4) 代表者以外の共同入札を構成する全ての事業者も、公的な資格や認証、受注実績を除いて全ての応札条件を満たすこと。また、入札参加資格及び誓約書の提出に際しては全ての事業者分を提出すること。

## 7.4. 入札制限

調達の公平性を確保するため、応札希望者は、以下に挙げる事業者並びにこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者でないこと。その他の制限は2.3 調達案件間の入札制限を参照。

# 8. 再委託に関する事項

## 8.1. 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

- (1) 本業務の受託者は、業務を一括して又は主たる部分を再委託してはならない。
- (2) 受託者における遂行責任者を再委託先事業者の社員や契約社員とはできない。
- (3) 再委託先が業務に利用するサーバーは国内に所在するものに限ること。受託者は再委託

先の行為について一切の責任を負うものとする。

- (4) 再委託先における情報セキュリティの確保については受託者の責任とする。再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、当該調達仕様書のセキュリティ対策にかかる措置の実施を再委託先に担保されること。また、再委託先のセキュリティの対策実施状況を確認できるよう、再委託先との契約内容に含めること。(再委託の相手方が更に委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる(以下「再々委託」という。)場合の取扱いも同様)
- (5) 入札金額の 20%を超える再委託を予定する事業者がいる場合、当該再委託先事業者についても同様に「2.3 調達案件間の入札制限」及び「7.4 入札制限」に示す要件を満たすこと。

## 8.2. 承認手続

本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した契約書別紙様式第2号の再委託承認申請書を担当部署に提出し、あらかじめ承認を受けること。前項による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を担当部署に提出し、承認を受けること。

再委託の相手方が更に委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合(以下「再々委託」という。)には、当該再々委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再々委託を行う業務の範囲を書面で報告すること前項による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を担当部署に提出し、承認を受けること。

再々委託には、当該再々委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再々委託を行う業務の範囲を書面で報告すること。

## 8.3. 再委託先の契約違反等

再委託先において、本調達仕様書の遵守事項に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受託者が一切の責任を負うとともに、担当部署は、当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。

# 9. その他特記事項

## 9.1. 前提条件等

本調達仕様書と契約書の内容に齟齬が生じた場合には、本調達仕様書の内容が優先する。本業務受注後に調達仕様書の内容の一部について変更を行おうとする場合、その変更の内容、理由等を明記した書面をもって担当部署に申し入れを行うこと。双方の協議において、その変更内容が軽微(委託料、納期に影響を及ぼさない)かつ許容できると判断された場合は、変更の内容、理由等を明記した書面に双方が確認することによって変更を確定する。

本仕様書について疑義等がある場合は、応札資料作成要領(別紙)質問状により質問すること。なお、質問状に対する回答は適宜行うこととする。

## 9.2. 入札公告期間中の資料閲覧等

本業務の実施に参考となる過去の類似業務の報告書等に関する資料については、森林保険センター内にて閲覧可能とする。なお、資料の閲覧に当たっては、必ず事前に担当部署まで連

絡の上、閲覧日時を調整すること。

(1) 資料閲覧場所

神奈川県川崎市幸区堀川町 66 番 2 興和川崎西口ビル 9 階

森林保険センター

ただし、会場が変更となった場合は担当部署から別途連絡する。

(2) 閲覧機関及び時間

公告の日から入札終了の前日まで

行政機関の休日を除く日の 10 時から 17 時まで(12 時から 13 時を除く。)

(3) 閲覧手続き

閲覧者は最大5名までとする。応札希望者の商号、連絡先、閲覧希望者氏名を別紙「閲覧申込書」に記載の上、閲覧希望日の 3 日前(行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第1条第1項各号に掲げる日をいう。)を除く。)までに提出すること。また、別紙「守秘義務に関する誓約書」については、閲覧日当日までに記載の上、提出すること。

(4) 閲覧時の注意

閲覧にて知り得た内容については、提案書の作成以外には利用しないこと。また、本調達に関与しない者等に情報が漏えいしないように留意すること。閲覧資料の複写等による閲覧内容の記録は行わないこと。

【 連絡先 】

保険業務部 保険推進課

電話 044-382-3523

E-mail suishin.fic@green.go.jp

【 事業者が閲覧できる資料一覧 】

閲覧に供する資料の例を次に示す。

現行システムの以下の資料

- 基本設計書
- 詳細設計書
- 環境定義書
- 運用・保守計画書
- 運用・保守実施要領
- 運用・保守作業報告書
- 操作手順書

新システムの以下の資料

- 要件定義書
- 要件定義書に付随する別紙

### 9.3. 前提条件及び制約条件

---

本件受託後に調達仕様書の内容の一部について変更を行う場合、その変更の内容、理由等

を明記した書面をもって担当部署に申し入れを行うこと。双方の協議において、その変更内容が軽微(委託料、納期に影響を及ぼさない)かつ許容できると判断された場合は、変更の内容、理由等を明記した書面に双方が確認することによって変更を確定する。

本仕様書について疑義等がある場合は、応札資料作成要領(別紙)質問状により質問すること。なお、質問状に対する回答は適宜行うこととする。

## 10. 附属文書

別紙 1 情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様

別紙 2 再委託承認申請書

別紙 3 閲覧申込書

別紙 4 守秘義務に関する誓約書

## 情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様

### I 情報セキュリティポリシーの遵守

- 受託者は、担当部署から国立研究開発法人森林研究・整備機構 情報セキュリティポリシー（平成27年9月1日27 森林総研第748号。以下「ポリシー」という。）、「国立研究開発法人森林研究・整備機構における個人情報の適正な取扱いのための措置に関する規程（平成17年3月25日16 森林総研第1565号）等の説明を受けるとともに、本業務に係る情報セキュリティ要件を遵守すること。  
なお、規則は、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（以下「統一基準群」という。）に準拠することとされていることから、受託者は、統一基準群の改定を踏まえて規則が改正された場合には、本業務に関する影響分析を行うこと。
- 受託者は、規則と同等の情報セキュリティ管理体制を整備していること。
- 受託者は、本業務の従事者に対して、規則と同等の情報セキュリティ対策の教育を実施していること。

### II 応札者に関する情報の提供

- 応札者は、応札者の資本関係・役員等の情報、本業務の実施場所、本業務の従事者（契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、本業務に従事する全ての要員）の所属・専門性（保有資格、研修受講実績等）・実績（業務実績、経験年数等）及び国籍に関する情報を記載した資料を提出すること。  
なお、本業務に従事する全ての要員に関する情報を記載することが困難な場合は、本業務に従事する主要な要員に関する情報を記載するとともに、本業務に従事する部門等における従事者に関する情報（○○国籍の者が△名（又は口%）等）を記載すること。また、この場合であっても、担当部署からの要求に応じて、可能な限り要員に関する情報を提供すること。
- 応札者は、本業務を実施する部署、体制等の情報セキュリティ水準を証明する以下のいずれかの証明書等の写しを提出すること。（提出時点で有効期限が切れていないこと。）
  - ISO/IEC27001等の国際規格とそれに基づく認証の証明書等
  - プライバシーマーク又はそれと同等の認証の証明書等
  - 独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が公開する「情報セキュリティ対策ベンチマーク」を利用した自己評価を行い、その評価結果において、全項目に係る平均値が4に達し、かつ各評価項目の成熟度が2以上であることが確認できる確認書

### III 業務の実施における情報セキュリティの確保

- 受託者は、本業務の実施に当たって、以下の措置を講ずること。なお、応札者は、以下の措置を講ずることを証明する資料を提出すること。

- (1) 本業務上知り得た情報（公知の情報を除く。）については、契約期間中はもとより契約終了後においても、第三者に開示し、又は本業務以外の目的で利用しないこと。
- (2) 本業務に従事した要員が異動、退職等をした後においても有効な守秘義務契約を締結すること。
- (3) 本業務に係る情報を適切に取り扱うことが可能となるよう、情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制を整備すること。なお、本業務実施中及び実施後において検証が可能となるよう、必要なログの取得や作業履歴の記録等を行う実施内容及び管理体制とすること。
- (4) 本業務において、個人情報又は森林保険センターにおける要機密情報を取り扱う場合は、当該情報（複製を含む。以下同じ。）を国内において取り扱うものとし、当該情報の国外への送信・保存や当該情報への国外からのアクセスを行わないこと。
- (5) 森林保険センターが情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、森林保険センター又は森林保険センターが選定した事業者による立入調査等の情報セキュリティ監査（サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第26条第1項第2号に基づく監査等を含む。以下同じ。）を受け入れること。また、担当部署からの要求があった場合は、受託者が自ら実施した内部監査及び外部監査の結果を報告すること。
- (6) 本業務において、要安定情報を取り扱うなど、担当部署が可用性を確保する必要があると認めた場合は、サービスレベルの保証を行うこと。
- (7) 本業務において、第三者に情報が漏えいするなどの情報セキュリティインシデントが発生した場合は、担当部署に対し、速やかに電話、口頭等で報告するとともに、報告書を提出すること。また、森林保険センターの指示に従い、事態の収拾、被害の拡大防止、復旧、再発防止等に全力を挙げること。なお、これらに要する費用の全ては受託者が負担すること。

## 2 受託者は、委託期間を通じて以下の措置を講ずること。

- (1) 情報の適正な取扱いのため、取り扱う情報の格付等に応じ、以下に掲げる措置を全て含む情報セキュリティ対策を実施すること。また、実施が不十分の場合、森林保険センターと協議の上、必要な改善策を立案し、速やかに実施するなど、適切に対処すること。
  - ア 情報セキュリティインシデント等への対処能力の確立・維持
  - イ 情報へアクセスする主体の識別とアクセスの制御
  - ウ ログの取得・監視
  - エ 情報を取り扱う機器等の物理的保護
  - オ 情報を取り扱う要員への周知と統制
  - カ セキュリティ脅威に対処するための資産管理・リスク評価
  - キ 取り扱う情報及び当該情報を取り扱うシステムの完全性の保護
  - ク セキュリティ対策の検証・評価・見直し
- (2) 本業務における情報セキュリティ対策の履行状況を定期的に報告すること。
- (3) 本業務において情報セキュリティインシデントの発生、情報の目的外使用等を認知した場合、直ちに委託事業の一時中断等、必要な措置を含む対処を実施すること。

(4) 私物（本業務の従事者個人の所有物等、受託者管理外のものをいう。）の機器等を本業務に用いないこと。

(5) 本業務において取り扱う情報が本業務上不要となった場合、担当部署の指示に従い返却又は復元できないよう抹消し、その結果を担当部署に書面で報告すること。

3 受託者は、委託期間の終了に際して以下の措置を講ずること。

(1) 本業務の実施期間を通じてセキュリティ対策が適切に実施されたことを書面等により報告すること。

(2) 成果物等を電磁的記録媒体により納品する場合には、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処するとともに、確認結果（確認日時、不正プログラム対策ソフトウェアの製品名、定義ファイルのバージョン等）を成果物等に記載又は添付すること。

(3) 本業務において取り扱われた情報を、担当部署の指示に従い返却又は復元できないよう抹消し、その結果を担当部署に書面で報告すること。

4 受託者は、情報セキュリティの観点から調達仕様書で求める要件以外に必要となる措置がある場合には、担当部署に報告し、協議の上、対策を講ずること。

#### IV 情報システムにおける情報セキュリティの確保

1 受託者は、本業務において情報システムに関する業務を行う場合には、以下の措置を講ずること。なお、応札者は、以下の措置を講ずることを証明する資料を提出すること。

(1) 本業務の各工程において、森林保険センターの意図しない情報システムに関する変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図、第三者機関による品質保証体制を証明する書類等を提出すること。）。

(2) 本業務において、森林保険センターの意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や立入調査等、森林保険センターと連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制（例えば、システムの操作ログや作業履歴等を記録し、担当部署から要求された場合には提出するなど）を整備していること。

2 受託者は、本業務において情報システムの運用管理機能又は設計・開発に係る企画・要件定義を行う場合には、以下の措置を実施すること。

(1) 情報システム運用時のセキュリティ監視等の運用管理機能を明確化し、情報システム運用時に情報セキュリティ確保のために必要となる管理機能や監視のために必要な機能を本業務の成果物へ適切に反映するために、以下を含む措置を実施すること。

ア 情報システム運用時に情報セキュリティ確保のために必要となる管理機能を本業務の成果物に明記すること。

イ 情報セキュリティインシデントの発生を監視する必要がある場合、監視のために必要

な機能について、以下を例とする機能を本業務の成果物に明記すること。

- (ア) 森林保険センター外と通信回線で接続している箇所における外部からの不正アクセスやサービス不能攻撃を監視する機能
- (イ) 不正プログラム感染や踏み台に利用されること等による森林保険センター外への不正な通信を監視する機能
- (ウ) 端末等の森林保険センター内ネットワークの末端に位置する機器及びサーバ装置において不正プログラムの挙動を監視する機能
- (エ) 森林保険センター内通信回線への端末の接続を監視する機能
- (オ) 端末への外部電磁的記録媒体の挿入を監視する機能
- (カ) サーバ装置等の機器の動作を監視する機能
- (キ) ネットワークセグメント間の通信を監視する機能

(2) 開発する情報システムに関連する脆（ぜい）弱性への対策が実施されるよう、以下を含む対策を本業務の成果物に明記すること。

- ア 既知の脆（ぜい）弱性が存在するソフトウェアや機能モジュールを情報システムの構成要素としないこと。
  - イ 開発時に情報システムに脆（ぜい）弱性が混入されることを防ぐためのセキュリティ実装方針を定めること。
  - ウ セキュリティ侵害につながる脆（ぜい）弱性が情報システムに存在することが発覚した場合に修正が施されること。
  - エ ソフトウェアのサポート期間又はサポート打ち切り計画に関する情報を提供すること。

(3) 開発する情報システムに意図しない不正なプログラム等が組み込まれないよう、以下を全て含む対策を本業務の成果物に明記すること。

- ア 情報システムで利用する機器等を調達する場合は、意図しない不正なプログラム等が組み込まれていないことを確認すること。
- イ アプリケーション・コンテンツの開発時に意図しない不正なプログラム等が混入されることを防ぐための対策を講ずること。
- ウ 情報システムの構築を委託する場合は、委託先において森林保険センターが意図しない変更が加えられないための管理体制を求ること。

(4) 要安定情報を取り扱う情報システムを構築する場合は、許容される停止時間を踏まえて、情報システムを構成する要素ごとに、以下を全て含むセキュリティ要件を定め、本業務の成果物に明記すること。

- ア 端末、サーバ装置及び通信回線装置等の冗長化に関する要件
- イ 端末、サーバ装置及び通信回線装置並びに取り扱われる情報に関するバックアップの要件
- ウ 情報システムを中断することのできる時間を含めた復旧に関する要件

(5) 開発する情報システムのネットワーク構成について、以下を全て含む要件を定め、本業務

の成果物に明記すること。

- ア インターネットやインターネットに接点を有する情報システム（クラウドサービスを含む。）から分離することの要否の判断及びインターネットから分離するとした場合に、分離を確実にするための要件
- イ 端末、サーバ装置及び通信回線装置上で利用するソフトウェアを実行するために必要な通信要件
- ウ インターネット上のクラウドサービス等のサービスを利用する場合の通信経路全般のネットワーク構成に関する要件
- エ 森林保険センター外通信回線を経由して機器等に対してリモートメンテナンスすることの要否の判断とリモートメンテナンスすることとした場合の要件

3 受託者は、本業務において情報システムの構築を行う場合には、以下の事項を含む措置を適切に実施すること。

（1）情報システムのセキュリティ要件の適切な実装

- ア 主体認証機能
- イ アクセス制御機能
- ウ 権限管理機能
- エ 識別コード・主体認証情報の付与管理
- オ ログの取得・管理
- カ 暗号化機能・電子署名機能
- キ 暗号化・電子署名に係る管理
- ク 監視機能
- ケ ソフトウェアに関する脆（ぜい）弱性等対策
- コ 不正プログラム対策
- サ サービス不能攻撃対策
- シ 標的型攻撃対策
- ス 動的なアクセス制御
- セ アプリケーション・コンテンツのセキュリティ
- ソ 政府ドメイン名（.go.jp）の使用
- タ 不正なウェブサイトへの誘導防止
- チ 森林保険センター外のアプリケーション・コンテンツの告知

（2）監視機能及び監視のための復号・再暗号化

監視のために必要な機能について、2(1)イの各項目を例として必要な機能を設けること。また、必要に応じ、監視のために暗号化された通信データの復号化や、復号されたデータの再暗号化のための機能を設けること。

（3）情報セキュリティの観点に基づくソフトウェアの選定

情報システムを構成するソフトウェアについては、運用中にサポートが終了しないよう可能

な限り最新版を選定し、利用するソフトウェアの種類、バージョン及びサポート期限に係る情報を森林保険センターに提供すること。

ただし、サポート期限が公表されていないソフトウェアについては、情報システムのライフサイクルを踏まえ、ソフトウェアの発売等からの経過年数や後継となるソフトウェアの有無等を考慮して選定すること。

(4) 情報セキュリティの観点に基づく試験の実施

- ア ソフトウェアの開発及び試験を行う場合は、運用中の情報システムとの分離
- イ 試験項目及び試験方法の決定並びにこれに基づいた試験の実施
- ウ 試験の実施記録の作成・保存

(5) 情報システムの開発環境及び開発工程における情報セキュリティ対策

- ア 変更管理、アクセス制御、バックアップの取得等、ソースコードの不正な変更・消去を防止するための管理
- イ 調達仕様書等に規定されたセキュリティ実装方針の適切な実施
- ウ セキュリティ機能の適切な実装、セキュリティ実装方針に従った実装が行われていることを確認するための設計レビュー及びソースコードレビューの範囲及び方法の決定並びにこれに基づいたレビューの実施
- エ オフショア開発を実施する場合の試験データに実データを使用することの禁止

(6) 政府共通利用型システムの利用における情報セキュリティ対策

ガバメントソリューションサービス(GSS)等、政府共通利用型システムが提供するセキュリティ機能を利用する情報システムを構築する場合は、政府共通利用型システム管理機関が定める運用管理規程等に基づき、政府共通利用型システムの情報セキュリティ水準を低下させないように、適切なセキュリティ要件を実装すること。

4 受託者は、本業務において情報システムの運用・保守を行う場合には、以下の事項を含む措置を適切に実施すること。

(1) 情報システムに実装されたセキュリティ機能が適切に運用されるよう、以下の事項を適切に実施すること。

- ア 情報システムの運用環境に課せられるべき条件の整備
- イ 情報システムのセキュリティ監視を行う場合の監視手順や連絡方法
- ウ 情報システムの保守における情報セキュリティ対策
- エ 運用中の情報システムに脆(ぜい)弱性が存在することが判明した場合の情報セキュリティ対策
- オ 利用するソフトウェアのサポート期限等の定期的な情報収集及び報告
- カ 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」(デジタル社会推進会議幹事会決定。最終改定:2024年5月31日)の「別紙3 調達仕様書に盛り込むべき情報資産管理標準シートの提出等に関する作業内容」に基づく情報資産管理を行うために必要な事項を記載した情報資産管理標準シートの提出

キ アプリケーション・コンテンツの利用者に使用を求めるソフトウェアのバージョンのサポート終了時における、サポートを継続しているバージョンでの動作検証及び当該バージョンで正常に動作させるためのアプリケーション・コンテンツ等の修正

(2)情報システムの運用保守段階へ移行する前に、移行手順及び移行環境に関して、以下を含む情報セキュリティ対策を行うこと。

ア 情報セキュリティに関する運用保守体制の整備

イ 運用保守要員へのセキュリティ機能の利用方法等に関する教育の実施

ウ 情報セキュリティインシデント(可能性がある事象を含む。以下同じ。)を認知した際の対処方法の確立

(3)情報システムのセキュリティ監視を行う場合には、以下の内容を全て含む監視手順を定め、適切に監視運用すること。

ア 監視するイベントの種類や重要度

イ 監視体制

ウ 監視状況の報告手順や重要度に応じた報告手段

エ 情報セキュリティインシデントの可能性がある事象を認知した場合の報告手順

オ 監視運用における情報の取扱い(機密性の確保)

(4)情報システムで不要となった識別コードや過剰なアクセス権限等の付与がないか定期的に見直しを行うこと。

(5)情報システムにおいて定期的に脆(せい)弱性対策の状況を確認すること。

(6)情報システムに脆(せい)弱性が存在することを発見した場合には、速やかに担当部署に報告し、本業務における運用・保守要件に従って脆(せい)弱性の対策を行うこと。

(7)要安定情報を取り扱う情報システムについて、以下の内容を全て含む運用を行うこと。

ア 情報システムの各構成要素及び取り扱われる情報に関する適切なバックアップの取得及びバックアップ要件の確認による見直し

イ 情報システムの構成や設定の変更等が行われた際及び少なくとも年1回の頻度で定期的に、情報システムが停止した際の復旧手順の確認による見直し

(8)ガバメントソリューションサービス(GSS)等、本業務の調達範囲外の政府共通利用型システムが提供するセキュリティ機能を利用する情報システムを運用する場合は、政府共通利用型システム管理機関との責任分界に応じた運用管理体制の下、政府共通利用型システム管理機関が定める運用管理規程等に従い、政府共通利用型システムの情報セキュリティ水準を低下させることのないよう、適切に情報システムを運用すること。

(9)不正な行為及び意図しない情報システムへのアクセス等の事象が発生した際に追跡できるように、運用・保守に係る作業についての記録を管理し、運用・保守によって機器の構成や設定情報等に変更があった場合は、情報セキュリティ対策が適切であるか確認し、必要に応じて見直すこと。

5 受託者は、本業務において情報システムの更改又は廃棄を行う場合には、当該情報シス

テムに保存されている情報について、以下の措置を適切に講ずること。

- (1)情報システム更改時の情報の移行作業における情報セキュリティ対策
- (2)情報システム廃棄時の不要な情報の抹消

## V 情報システムの一部の機能を提供するサービスに関する情報セキュリティの確保

応札者は、要機密情報を取り扱う情報システムの一部の機能を提供するサービス（クラウドサービスを除くものとし、以下「業務委託サービス」という。）に関する業務を実施する場合は、業務委託サービス毎に以下の措置を講ずること。

- 1 業務委託サービスの中断時や終了時に円滑に業務を移行できるよう、取り扱う情報の可用性に応じ、以下を例としたセキュリティ対策を実施すること。
  - (1)業務委託サービス中断時の復旧要件
  - (2)業務委託サービス終了または変更の際の事前告知の方法・期限及びデータ移行方法
- 2 業務委託サービスを提供する情報処理設備が収容されているデータセンターが設置されている独立した地域（リージョン）が国内であること。
- 3 業務委託サービスの契約に定める準拠法が国内法のみであること。
- 4 ペネトレーションテストや脆（ぜい）弱性診断等の第三者による検査の実施状況と受入に関する情報が開示されていること。
- 5 業務委託サービスの利用を通じて森林保険センターが取り扱う情報について、目的外利用を禁止すること。
- 6 業務委託サービスの提供に当たり、業務委託サービスの提供者若しくはその従業員、再委託先又はその他の者によって、森林保険センターの意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図、第三者機関による品質保証体制を証明する書類等を提出すること）。
- 7 業務委託サービスの提供者の資本関係、役員等の情報、業務委託サービスの提供が行われる施設等の場所、業務委託サービス提供に従事する者（契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、本業務に従事する全ての要員）の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格、研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を記載した資料を提出すること。
- 8 業務委託サービスの提供者の情報セキュリティ水準を証明する、Ⅱの2で掲げる証明書等または同等以上の国際規格等の証明書の写しを提出すること。
- 9 情報セキュリティインシデントへの対処方法を確立していること。
- 10 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況を確認できること。
- 11 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法を確立していること。
- 12 業務委託サービスの提供者との情報の受渡し方法や委託業務終了時の情報の廃棄方法等を含む情報の取扱手順について業務委託サービスの提供者と合意し、定められた手順により情報を取り扱うこと。

## VI クラウドサービスに関する情報セキュリティの確保

応札者は、本業務において、クラウドサービス上で要機密情報を取り扱う場合は、当該クラウドサービスごとに以下の措置を講ずること。また、当該クラウドサービスの活用が本業務の再委託に該当する場合は、当該クラウドサービスに対して、Xの措置を講ずること。

### 1 サービス条件

- (1)クラウドサービスを提供する情報処理設備が収容されているデータセンターについて、設置されている独立した地域(リージョン)が国内であること。
- (2)クラウドサービスの契約に定める準拠法が国内法のみであること。
- (3)クラウドサービス終了時に情報を確実に抹消することが可能であること。
- (4)本業務において要求されるサービス品質を満たすクラウドサービスであること。
- (5)クラウドサービス提供者の資本関係、役員等の情報、クラウドサービス提供に従事する者(契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、本業務に従事する全ての要員)のうち森林保険センターの情報又は森林保険センターが利用するクラウドサービスの環境に影響を及ぼす可能性のある者の所属、専門性(情報セキュリティに係る資格、研修実績等)、実績及び国籍に関する情報を記載した資料を提出すること。
- (6)ペネトレーションテストや脆(ぜい)弱性診断等の第三者による検査の実施状況と受入に関する情報が開示されていること。
- (7)原則として、ISMAP クラウドサービスリスト又は ISMAP-LIU クラウドサービスリスト(以下「ISMAP クラウドサービスリスト等」という。)に登録されているクラウドサービスであること。
- (8)ISMAP クラウドサービスリスト等に登録されていないクラウドサービスの場合は、ISMAP の管理基準に従い、ガバナンス基準及びマネジメント基準における全ての基準、管理策基準における統制目標(3桁の番号で表現される項目)及び末尾にBが付された詳細管理策(4桁の番号で表現される項目)を原則として全て満たしていることを証明する資料を提出し、森林保険センターの承認を得ること。

### 2 クラウドサービスのセキュリティ要件

- (1)クラウドサービスについて、以下の要件を満たしていること。
  - ア クラウドサービス提供者が提供する主体認証情報の管理機能が森林保険センターの要求事項を満たすこと。
  - イ クラウドサービス上に保存する情報やクラウドサービスの機能に対してアクセス制御できること。
  - ウ クラウドサービス利用者によるクラウドサービスに多大な影響を与える操作が特定されていること。
  - エ クラウドサービス内及び通信経路全般における暗号化が行われていること。
  - オ クラウドサービス上に他ベンダが提供するソフトウェア等を導入する場合、ソフトウェアのクラウドサービス上におけるライセンス規定に違反していないこと。

カ クラウドサービスのリソース設定を変更するユーティリティプログラムを使用する場合、その機能を確認していること。

キ 暗号鍵管理機能をクラウドサービス提供者が提供する場合、鍵管理手順、鍵の種類の情報及び鍵の生成から廃棄に至るまでのライフサイクルにおける情報をクラウドサービス提供者から入手し、またリスク評価を実施していること。

ク 利用するクラウドサービスのネットワーク基盤が他のネットワークと分離されていること。

ケ クラウドサービス提供者が提供するバックアップ機能を利用する場合、森林保険センターの要求事項を満たすこと。

(2)クラウドサービスで利用するアカウント管理に関して、以下のセキュリティ機能要件を満たしていること。

ア クラウドサービス提供者が付与し、又はクラウドサービス利用者が登録する識別コードの作成から廃棄に至るまでのライフサイクルにおける管理

イ クラウドサービスを利用する情報システムの管理者権限を保有するクラウドサービス利用者に対する、強固な認証技術による認証

ウ クラウドサービス提供者が提供する主体認証情報の管理機能について、森林保険センターの要求事項を満たすための措置の実施

(3)クラウドサービスで利用するアクセス制御に関して、以下のセキュリティ機能要件を満たしていること。

ア クラウドサービス上に保存する情報やクラウドサービスの機能に対する適切なアクセス制御

イ インターネット等の森林保険センター外通信回線から森林保険センター内通信回線を経由せずにクラウドサービス上に構築した情報システムにログインすることを認める場合の適切なセキュリティ対策

(4)クラウドサービスで利用する権限管理に関して、以下のセキュリティ機能要件を満たしていること。

ア クラウドサービス利用者によるクラウドサービスに多大な影響を与える誤操作の抑制

イ クラウドサービスのリソース設定を変更するユーティリティプログラムを使用する場合の利用者の制限

(5)クラウドサービスで利用するログの管理に関して、以下のセキュリティ機能要件を満たしていること。

ア クラウドサービスが正しく利用されていることの検証及び不正侵入、不正操作等がなされていないことの検証を行うために必要なログの管理

(6)クラウドサービスで利用する暗号化に関して、以下のセキュリティ機能要件を満たしていること。

ア クラウドサービス内及び通信経路全般における暗号化の適切な実施

イ 情報システムで利用する暗号化方式の遵守度合いに係る法令や森林保険センター訓

令等の関連する規則の確認

- ウ 暗号化に用いる鍵の保管場所等の管理に関する要件
- エ クラウドサービスで利用する暗号鍵に関する生成から廃棄に至るまでのライフサイクルにおける適切な管理

(7) クラウドサービスを利用する際の設計・設定時の誤り防止に関して、以下のセキュリティ要件を満たしていること。

- ア クラウドサービス上で構成される仮想マシンに対する適切なセキュリティ対策
- イ クラウドサービス提供者へのセキュリティを保つための開発手順等の情報の要求とその活用
- ウ クラウドサービス提供者への設計、設定、構築等における知見等の情報の要求とその活用
- エ クラウドサービスの設定の誤りを見いだすための対策

(8) クラウドサービス運用時の監視等に関して、以下の運用管理機能要件を満たしていること。

- ア クラウドサービス上に構成された情報システムのネットワーク設計におけるセキュリティ要件の異なるネットワーク間の通信の監視
- イ 利用するクラウドサービス上の情報システムが利用するデータ容量や稼働性能についての監視と将来の予測
- ウ クラウドサービス内における時刻同期の方法
- エ 利用するクラウドサービスの不正利用の監視

(9) クラウドサービス上で要安定情報を取り扱う場合は、その可用性を考慮した設計となっていること。

(10) クラウドサービスにおいて、不測の事態に対してサービスの復旧を行うために必要なバックアップの確実な実施を含む、情報セキュリティインシデントが発生した際の復旧に関する対策要件が策定されていること。

### 3 クラウドサービスを利用した情報システム

クラウドサービスを利用した情報システムについて、以下の措置を講ずること。

(1) 導入・構築時の対策

ア クラウドサービスで利用するサービスごとの情報セキュリティ水準の維持に関する手順について、以下の内容を全て含む実施手順を整備すること。

(ア) クラウドサービス利用のための責任分界点を意識した利用手順  
(イ) クラウドサービス利用者が行う可能性がある重要操作の手順  
イ 情報システムの運用・監視中に発生したクラウドサービスの利用に係る情報セキュリティインシデントを認知した際の対処手順について、以下の内容を全て含む実施手順を整備すること。

(ア) クラウドサービス提供者との責任分界点を意識した責任範囲の整理  
(イ) クラウドサービスのサービスごとの情報セキュリティインシデント対処に関する事項

（ウ）クラウドサービスに係る情報セキュリティインシデント発生時の連絡体制

ウ クラウドサービスが停止し、又は利用できなくなった際の復旧手順を実施手順として整備すること。なお、要安定情報を取り扱う場合は十分な可用性を担保した手順とすること。

（2）運用・保守時の対策

ア クラウドサービスの利用に関して、以下の内容を全て含む情報セキュリティ対策を実施すること。

（ア）クラウドサービス提供者に対する定期的なサービスの提供状態の確認

（イ）クラウドサービス上で利用するIT資産の適切な管理

イ クラウドサービスで利用するアカウントの管理、アクセス制御、管理権限に関して、以下の内容を全て含む情報セキュリティ対策を実施すること。

（ア）管理者権限をクラウドサービス利用者へ割り当てる場合のアクセス管理と操作の確実な記録

（イ）クラウドサービス利用者に割り当てたアクセス権限に対する定期的な確認による見直し

ウ クラウドサービスで利用する機能に対する脆（ぜい）弱性対策を実施すること。

エ クラウドサービスを運用する際の設定変更に関して、以下の内容を全て含む情報セキュリティ対策を実施すること。

（ア）クラウドサービスのリソース設定を変更するユーティリティプログラムを使用する場合の利用者の制限

（イ）クラウドサービスの設定を変更する場合の設定の誤りを防止するための対策

（ウ）クラウドサービス利用者が行う可能性のある重要操作に対する監督者の指導の下での実施

オ クラウドサービスを運用する際の監視に関して、以下の内容を全て含む対策を実施すること。

（ア）クラウドサービスの不正利用の監視

（イ）クラウドサービスで利用しているデータ容量、性能等の監視

カ クラウドサービスを運用する際の可用性に関して、以下の内容を全て含む情報セキュリティ対策を実施すること。

（ア）不測の事態に際してサービスの復旧を行うために必要なバックアップの確実な実施

（イ）要安定情報をクラウドサービスで取り扱う場合の十分な可用性の担保、復旧に係る定期的な訓練の実施

（ウ）クラウドサービス提供者からの仕様内容の変更通知に関する内容確認と復旧手順の確認

キ クラウドサービスで利用する暗号鍵に関して、暗号鍵の生成から廃棄に至るまでのライフサイクルにおける適切な管理の実施を含む情報セキュリティ対策の実施

### （3）更改・廃棄時の対策

- ア クラウドサービスの利用終了に際して、以下の内容を全て含む情報セキュリティ対策を実施すること。
- （ア）クラウドサービスで取り扱った情報の廃棄
  - （イ）暗号化消去が行えない場合の基盤となる物理機器の廃棄
  - （ウ）作成されたクラウドサービス利用者アカウントの削除
  - （エ）利用したクラウドサービスにおける管理者アカウントの削除又は返却
  - （オ）クラウドサービス利用者アカウント以外の特殊なアカウントの削除と関連情報の廃棄

## Ⅶ Webシステム／Webアプリケーションに関する情報セキュリティの確保

受託者は、本業務において、Webシステム／Webアプリケーションを開発、利用または運用等を行う場合、別紙「Webシステム／Webアプリケーションセキュリティ要件書 Ver.4.0」の各項目について、対応可、対応不可あるいは対象外等の対応方針を記載した資料を提出すること。

## Ⅷ 機器等に関する情報セキュリティの確保

受託者は、本業務において、森林保険センターにサーバ装置、端末、通信回線装置、複合機、特定用途機器、外部電磁的記録媒体、ソフトウェア等（以下「機器等」という。）を納品、賃貸借等をする場合には、以下の措置を講ずること。

- 1 納入する機器等の製造工程において、森林保険センターが意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられており、当該措置を継続的に実施していること。また、当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること。
- 2 機器等に対して不正な変更があった場合に識別できる構成管理体制を確立していること。また、不正な変更が発見された場合に、森林保険センターと受託者が連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。
- 3 機器等の設置時や保守時に、情報セキュリティの確保に必要なサポートを行うこと。
- 4 利用マニュアル・ガイダンスが適切に整備された機器等を採用すること。
- 5 脆（せい）弱性検査等のテストが実施されている機器等を採用し、そのテストの結果が確認できること。
- 6 ISO/IEC 15408に基づく認証を取得している機器等を採用することが望ましい。なお、当該認証を取得している場合は、証明書等の写しを提出すること。（提出時点で有効期限が切れていないこと。）
- 7 情報システムを構成するソフトウェアについては、運用中にサポートが終了しないよう、サポート期間が十分に確保されたものを選定し、可能な限り最新版を採用するとともに、ソフトウェアの種類、バージョン及びサポート期限について報告すること。なお、サポート期限が事前に公表されていない場合は、情報システムのライフサイクルを踏まえ、販売からの経過年数や後継ソフトウェアの有無等を考慮して選定すること。

8 機器等の納品時に、以下の事項を書面で報告すること。

- (1)調達仕様書に指定されているセキュリティ要件の実装状況(セキュリティ要件に係る試験の実施手順及び結果)
- (2)機器等に不正プログラムが混入していないこと(最新の定義ファイル等を適用した不正プログラム対策ソフトウェア等によるスキャン結果、内部監査等により不正な変更が加えられていないことを確認した結果等)

IX 管轄裁判所及び準拠法

- 1 本業務に係る全ての契約(クラウドサービスを含む。以下同じ。)に関して訴訟の必要が生じた場合の専属的な合意管轄裁判所は、国内の裁判所とすること。
- 2 本業務に係る全ての契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とすること。

X 業務の再委託における情報セキュリティの確保

- 1 受託者は、本業務の一部を再委託(再委託先の事業者が受託した事業の一部を別の事業者に委託する再々委託等、多段階の委託を含む。以下同じ。)する場合には、受託者が上記Ⅱの1、Ⅱの2、Ⅲの1及びⅣの1において提出することとしている資料等と同等の再委託先に関する資料等並びに再委託対象とする業務の範囲及び再委託の必要性を記載した申請書を提出し、森林保険センターの許可を得ること。
- 2 受託者は、本業務に係る再委託先の行為について全責任を負うものとする。また、再委託先に対して、受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託先との契約においてその旨を定めること。なお、情報セキュリティ監査については、受託者による再委託先への監査のほか、森林保険センター又は森林保険センターが選定した事業者による再委託先への立入調査等の監査を受け入れるものとすること。
- 3 受託者は、担当部署からの要求があった場合は、再委託先における情報セキュリティ対策の履行状況を報告すること。

XI 資料等の提出

- 上記Ⅱの1、Ⅱの2、Ⅲの1、Ⅳの1、Ⅴの6、Ⅴの7、Ⅴの8、Ⅵの1(5)、Ⅵの1(6)、Ⅵの1(8)、Ⅶの1及びⅦの6において提出することとしている資料等については、最低価格落札方式にあっては入札公告及び入札説明書に定める証明書等の提出場所及び提出期限に従って提出し、総合評価落札方式にあっては提案書等の総合評価のための書類に添付して提出すること。

XII 変更手続

受託者は、上記Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ、Ⅷ及びXに関して、森林保険センターに提示した内

容を変更しようとする場合には、変更する事項、理由等を記載した申請書を提出し、森林保険センターの許可を得ること。

再委託承認申請書

番号  
年月日

国立研究開発法人 森林研究・整備機構  
森林保険センター 所長 殿

(申請者)

住 所

氏 名

標記の件につき、令和 年 月 日付けで締結した次期森林保険業務システムの構築に係る工程管理等業務に係る契約について、下記のとおり申請します。

記

1 再委託の相手方の住所及び氏名

2 再委託の業務範囲

3 再委託の必要性

4 再委託の金額

5 その他必要な事項

(注)

(ア) 申請時に再委託先及び再委託の契約金額を特定できない事情があるときは、その理由を記載すること。なお、再委託の承認後に再委託先及び再委託の金額が決定した場合は、当該事項をこの書式に準じて、その旨報告すること。

(イ) 再委託の承認後に再委託の相手方、業務の範囲又は契約金額を変更する場合には、あらかじめ森林保険センターの承認を受けなければならない。

(ウ) 契約の性質に応じて、適宜、様式を変更して使用すること

閲覧申込書

申込日： 令和 年 月 日

1 会社名：

2 住所：

3 担当者名：

4 電話番号：

5 E-mail アドレス：

6 閲覧日時： 令和 年 月 日 時

7 閲覧者氏名 1：  
(5名まで)

2：

3：

4：

5：

森林保険センター所長 殿

守秘義務に関する誓約書

「次期森林保険業務システムの構築に係る工程管理等業務」に係る資料閲覧に当たり、下記の事項を厳守することを誓約します。

記

- 1 森林保険センターの情報セキュリティに関する規程等を遵守し、森林保険センターが開示した情報（公知の情報を除く。）を本調達の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいすることのないよう、必要な措置を講じます。
- 2 閲覧資料については、複製及び撮影を行いません。
- 3 本業務に係る調達の期間中及び終了後に関わらず、守秘義務を負います。
- 4 上記1～3に反して、情報を本調達の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいした場合、法的な責任を負うものであることを確認し、これにより森林保険センターが被った一切の損害を賠償します。また、その際には秘密保持に関する森林保険センターの監査を受けることとし、誠実に対応します。

令和 年 月 日

住 所

会社名

代表者名